

〔別紙〕

様式1

事業報告書
 (自 令和3年11月1日 至 令和4年10月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人恵林会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島市東区若草町6番1号
- (3) 設立認可年月日 平成24年 9月18日
- (4) 設立登記年月日 平成24年10月 3日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	益田内科胃腸科医院	広島市東区若草町6番1号	0床

(2) 附帯業務

種類又は事業名	実施場所	備考
		該当なし

(3) 収益業務

種類	実施場所	備考
		該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和3年12月16日 令和2年度決算の決定
- 令和4年10月31日 令和4年度収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 恵林会
 所在地 広島県広島市東区若草町6番1号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和4年10月31日現在)

1. 資 産 額 90,015 千円
 2. 負 債 額 44,619 千円
 3. 純 資 産 額 45,395 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	77,274
B 固 定 資 産	12,741
C 資 産 合 計 (A+B)	90,015
D 負 債 合 計	44,619
E 純 資 産 (C-D)	45,395

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 恵林会

※医療法人整理番号

所在地 広島県広島市東区若草町6番1号

貸借対照表

(令和4年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	77,274	I 流動負債	7,269
II 固定資産	12,741	II 固定負債	37,349
1 有形固定資産	3,273	負債合計	44,619
2 無形固定資産	626	純資産の部	
3 その他の資産	8,841	科目	金額
		I 基金	20,000
		II 積立金	25,395
		純資産合計	45,395
資産合計	90,015	負債・純資産合計	90,015

様式4-2

法人名 医療法人 恵林会

※医療法人整理番号

所在地 広島県広島市東区若草町6番1号

損 益 計 算 書
(自 令和 3 年 11 月 1 日 至 令和 4 年 10 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	120,748
2 事業費用	122,385
事業損失	△1,637
II 事業外収益	1,652
III 事業外費用	389
経常損失	△373
税引前当期純損失	△373
法人税等	71
当期純損失	△444

様式 5

法人名 医療法人 恵林会
 所在地 広島県広島市東区若草町 6 番 1 号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

当法人は、法人である関係事業者との取引はありません。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

当法人は、個人である関係事業者との取引はありません。

様式6

監事監査報告書

医療法人恵林会
理事長 益田 厚 殿

私は、医療法人恵林会の令和3年会計年度（令和3年11月1日から令和4年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年12月16日

医療法人恵林会

監事